

新	現行
<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 助成対象者</p> <p>助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。</p> <p>（1） 2に規定する助成金の交付対象となる蓄電池システム又はそれに併せて設置した太陽光発電システム若しくは既に蓄電池システムが設置されている都内の住宅に設置した太陽光発電システム（以下「助成対象機器」という。）の所有者又は管理組合</p> <p>（2） 2に規定する助成対象機器を所有し、その助成対象機器をリース等により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）</p> <p>2 助成対象機器</p> <p>助成対象機器は、機器の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>（1） 太陽光発電システム</p> <p>一 未使用品であること。</p> <p>二 都内の住宅（（2）の蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅又は既に蓄電池システムが設置されている住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。</p>	<p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 助成対象者</p> <p>助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の（1）又は（2）のいずれかに該当するものであって、別に定める要件を満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体を除く。</p> <p>（1） 2に規定する助成金の交付対象となる蓄電池システム又はそれに併せて設置した太陽光発電システム（以下「助成対象機器」という。）の所有者又は管理組合</p> <p>（2） 2に規定する助成対象機器を所有し、その助成対象機器をリース等により個人に対して貸与する者（当該助成対象機器を貸与され使用している者と共同で助成金の交付に係る申請を行うものに限る。）</p> <p>2 助成対象機器</p> <p>助成対象機器は、機器の種別ごとに定める次の全ての要件を満たすものとする。</p> <p>（1） 太陽光発電システム</p> <p>一 未使用品であること。</p> <p>二 都内の住宅（（2）の蓄電池システムと併せて当該太陽光発電システムが導入される住宅に限る。）に新規に設置されたものであること。</p>

三～五 略

(2) 略

3 略

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。

(1) 太陽光発電システム

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり360,000円（太陽光発電システムの発電電力を各住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり360,000円とする。）

b 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。

a 1棟当たり450,000円（太陽光発電システムの発電電力を各

三～五 略

(2) 略

3 略

4 助成金額

本事業の助成金の交付額は、助成対象機器の種別ごとに次のとおりとする。

(1) 太陽光発電システム

ア 新築単価（住宅建築と同時に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。

a 1棟当たり360,000円

b 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額

(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.6kWを超える場合

太陽光発電システムの発電出力に100,000円を乗じて得た額

イ 既存単価（住宅建築後に設置する場合の助成金額の単価をいう。）

(ア) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kW以下の場合

次の a 又は b のいずれか小さい額とする。

a 1棟当たり450,000円

<p>住戸が戸別の契約により受電する場合は、受電する1住戸当たり450,000円とする。)</p> <p>b 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額</p> <p>(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額。ただし、太陽光発電システムの助成対象経費の合計金額を上限とする。</p> <p>(2) 略</p>	<p>b 太陽光発電システムの発電出力に150,000円を乗じて得た額</p> <p>(イ) 太陽光発電システムの発電出力が3.75kWを超える場合 太陽光発電システムの発電出力に120,000円を乗じて得た額</p> <p>(2) 略</p>
---	--

家庭における蓄電池導入促進事業実施要綱 新旧対照表